

菊川市野外宿泊施設 指定管理者募集要項

令和5年6月

静岡県菊川市

菊川市野外宿泊施設を管理運営する指定管理者を募集する。

1 公募する施設の概要

(1) 名称

菊川市野外宿泊施設（火剣山キャンプ場（以下、「キャンプ場」という。））

(2) 所在地

菊川市富田3126番地の6（代表地番）

(3) 根拠条例

菊川市野外宿泊施設条例（平成17年条例第103号）

(4) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 応募に関する事項

(1) 応募要件

次の要件を満たすことを必要とする。

ア 法人、その他の団体もしくは複数の法人等で構成するグループであること。（個人による応募は不可）

イ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を事故など緊急的な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所（県内）に有するもの。

なお、申請書提出時、支社又は営業所等を有していない団体等であっても、当該施設の指定期間の始期までに設置できる団体であれば応募可能とする。

ウ グループにおける申請にあつては、次の事項に留意すること。

(ア) グループの適正な名称を設定し、業務内容から最もふさわしい法人等を代表として設定すること。なお、代表法人等及びグループの構成の変更は、原則として認めない。

(イ) グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできない。

(ウ) グループの構成員となる各法人や団体については、個々にその概要や役員名簿などの説明書類を提出すること。

(2) 欠格事由

団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により菊川市または他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人等

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する法人

ウ 会社更生法または民事再生法の規定に基づく更正又は再生手続を行っている法人等

エ 破産法に基づく破産手続開始申立てがされた法人等及び開始決定がされている法

人等

オ 菊川市が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について、指名保留又は指名停止措置を受けている法人等

カ 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納している法人等

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。））若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

(3) 共同企業体等による応募

複数の団体により構成する共同企業体での応募の場合は、上記の(1)及び(2)の条件に併せて、次の事項について留意すること。

ア 申請書提出前までに共同企業体を結成し、代表団体を協議書により定めるものとする。構成団体は連帯して責任を負うこととする。なお、共同企業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならない。

イ 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできない。

ウ 単独に応募した法人等は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできない。

エ 代表となる法人等及び共同企業体を構成する法人等の変更は原則として認めない。

オ 共同企業体を構成する各構成団体のいずれかが上記(2)に該当する場合は応募することができない。

(4) 留意事項

ア 市の選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止する。接触が認められた場合、失格となることがある。

イ 応募後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

3 申請書類

申請に要する書類は、下表のとおりとし、「15 問い合わせ先」で配布するとともに、市ホームページで公表する。

各種押印の必要な書類への押印は、登記所に登録された印にて行うこと。任意団体においては、それに相当する印を使用すること。社印のみ、代表者の認印等は認めない。

収支計画書は、項目毎に可能な範囲で、詳細に作成すること。また、積算に基づいた根拠資料を添付すること。添付する書類の様式は指定しないが、A4サイズを基本とする。見積書や単価表の写しの添付に変えても差し支えないが、収支計画書との突合が可能としておくこと。

申請書類	様式	申請単位		部数 (うち正本1部)	
		単独	グループ		
1	菊川市野外宿泊施設指定管理者指定申請書	様式第1号	○	○	17
2	菊川市野外宿泊施設指定管理者事業計画書	様式第2号	○	○	17
3	菊川市野外宿泊施設指定管理者運営収支計画書	様式第3号	○	○	17
4	誓約書	様式第4号	○	◎	1
5	菊川市野外宿泊施設指定管理運営共同事業体協定書	様式第5号	—	○	1
6	委任状	様式第6号	—	○	1
7	申請団体の定款、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要が分かる資料	—	○	◎	1
8	【法人の場合】 当該法人の登記事項証明書	—	○	◎	1
	【法人以外の場合】 代表者の身分証明（本籍地の長が発行するもの）				
9	本社所在地の市税等の滞納のないことがわかる証明書 ※公告日以降に発行したもの	—	○	◎	1
10	<p>【法人の場合】 申請団体の経営状況に関する書類(申請団体の直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類)</p> <p>【法人以外の場合】 代表者の直近3事業年度の税務申告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書 ・収支内訳書(白色申告の場合)又は所得税青色申告決算書 <p>※法人税申告書の写しには、申請者の原本証明が必要</p> <p>※3年に満たない場合は設立時以降のものとする。</p>	—	○	◎	1

※グループや共同事業体による応募の場合は、「◎」の申請書類については、構成するそれぞれの団体について提出すること。

4 申請書類の受付

申請書類を次のとおり受け付ける。

(1) 提出先

439-8650 静岡県菊川市堀之内61

菊川市役所 商工観光課 商工観光係（市役所本庁3階）

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は郵送追跡ができる方法）。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出期間及び提出時間

令和5年6月23日（金）から8月31日（木）午後5時まで（必着）

5 現地説明会の実施

現地説明会について、下記の期間で対応するので、希望される団体は担当課に連絡すること（1団体3名まで）。なお、現地説明会での質問は受け付けないため、質問書を提出すること。

(1) 実施期間

令和5年7月3日（月）から7月14日（金）まで ※1時間程度

(2) 開催場所

火剣山キャンプ場（菊川市富田3126-6）

現地集合

(3) 参加申込

希望日の1週間前までに、菊川市野外宿泊施設指定管理者に関する現地説明会参加申込書（様式第7号）へ必要事項を記入のうえ、下記メールアドレスまで送信すること。送信後は、下記連絡先へ電話すること。

メールアドレス：shoukou@city.kikugawa.shizuoka.jp

メールタイトル：「キャンプ場現地説明会申し込み」

連絡先：0537-35-0936

6 質問書の受付

本募集に関する質問は以下のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

一次受付：令和5年6月30日（金）から令和5年7月14日（金）午後5時まで

二次受付：令和5年7月18日（火）から令和5年7月28日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

菊川市野外宿泊施設指定管理者に関する質問書（様式第8号）を上記メールアドレスまで送信すること。送信後は、上記連絡先に確認の電話をすること。

電話、口頭による質問は一切受け付けない。また、受付期間外の質問は受理できな

いので注意すること。

(3) 回答

質問の有無に係わらず、回答については市ホームページで公表する。

一次受付回答：令和5年7月25日（火）から令和5年7月27日（木）

二次受付回答：令和5年8月8日（火）から令和5年8月10日（木）

7 申請に要する経費

(1) 申請に要する経費は、全て申請者の負担とする。

(2) グループや共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務全て代表団体を通じて実施すること。また、菊川市が当該代表団体に対して実施した行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して実施したものとみなす。

8 無効又は失格

申請書類が次に掲げる基準を満たしていない場合は、申請書類が無効又は応募団体が失格となる場合がある。

(1) 要求した申請書類が全て揃っていること。

(2) 必要事項が記載されていること。

(3) 応募団体が応募資格を満たしていること。

(4) 指定管理料の提案額が、市の設定した基準額を超えていないこと。

9 選定

指定管理者とすべき候補者を選定するための審査は、指定管理者選定委員会で行う。

(1) 申請書類の確認

申請書類受付後、市の担当部署において申請書類の確認を行う。記載内容等について、市の担当から確認、照会等を行うことがある。

(2) 選定委員会による審査

1次審査：提出された申請書類について、「8 無効又は失格」に該当する応募団体は「失格」となる。

2次審査：1次審査を通過した応募団体が、申請書類に基づいてプレゼンテーションを行い、その後選定委員会によるヒアリングを行う。

10 審査の基準

審査は、市が定める審査項目ごとに全ての項目を採点し、加配倍率を反映させ得点（合計）を記入する。

審査結果は、①「出席選定委員の得点合計を合算したものを総合得点とし、総合得点が満点（200点×出席委員）の60%以上」かつ、②「60%以上の得点合計としている委員が出席委員の半数以上」となった場合を合格とし、これに満たなかった場合を不

合格とする。

審査の結果、合格となった団体のうち、総合得点が最も高い団体を指定管理者候補者に選定する。また、総合得点が次に高い団体を次点候補者に選定する。

審査項目	得点(上限)
1 基本方針に関する事項 (合計10点)	
① 管理運営の基本的な考え方	5点
② 施設の現状に対する認識と将来展望	5点
2 施設の効用発揮と管理経費節減に関する事項 (合計65点)	
① 利用者数の目標設定 (令和6年度から令和10年度まで)	15点
② 利用料金の提案と収支計画 (令和6年度から令和10年度まで)	10点
③ 指定管理料に関すること	5点
④ 施設特有の価値の認識と効果的な活用策	10点
⑤ 経費削減に関する取り組み	10点
⑥ 市内や地域への経済波及効果策	15点
3 施設の利用促進に関する事項 (合計70点)	
① 利用者満足度の向上策	20点
② 利用者の意見を反映するための方策(苦情処理対応を含む)	10点
③ 地域との連携・協力	20点
④ 誘客のための営業策	20点
4 自主事業に関する事項 (合計15点)	
① 利用促進や収益向上等に係る自主事業	15点
5 安定的な管理運営に関する事項 (合計20点)	
① 管理体制	5点
② 管理規定等の整備	5点
③ 職員の研修体制	10点
6 提案団体に関する事項 (合計20点)	
① 団体等の運営状況	10点
② 集客施設等の運営実績	10点
総合計	200点

※審査内容については「別表1 審査の視点」のとおりとする。

11 選定結果及び公表

選定結果については、各応募団体へ個別に通知するほか、審査項目、配点、選定結果を菊川市ホームページ上で公表する（選定委員会は非公開）。ただし、公表することにより、応募団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある事項は、公

表しないものとする場合がある。

12 指定管理者の指定及び協定の締結

選定委員会の審査選定結果に基づき、市は指定管理者候補者と細目協議を行い、協議成立後仮協定を締結する。その後、市議会の議決を経て指定候補者を指定管理者として指定し、本協定を締結する。なお、協定書の発行は令和6年4月1日とする。

13 申請書類の取扱い

- (1) 提出された申請書類の変更は、誤字や軽微な修正を除き、原則変更を認めない。
- (2) 提出された申請書類は、理由にかかわらず返還しないものとする。
- (3) 市は、提出された申請書類の内容を必要に応じて無償で複製できるものとする。
- (4) 提出された申請書類は、情報公開請求により開示する場合がある。

14 添付書類

- (1) 菊川市野外宿泊施設条例
- (2) 火剣山キャンプ場パンフレット（現行の料金、施設の紹介）

15 問い合わせ先

菊川市建設経済部 商工観光課 商工観光係 担当：高木
〒439-8650 菊川市堀之内61番地
TEL：0537-35-0936
FAX：0537-35-2114

16 選定スケジュール

令和5年6月15日（木）	第1回 選定委員会
令和5年6月23日（金）	募集要項配布開始
令和5年6月23日（金）～8月31日（木）	申請書類受付期間
一次受付 令和5年6月30日（金）～7月14日（金） 二次受付 令和5年7月18日（火）～7月28日（金）	質問受付
令和5年7月3日（月）～7月14日（金）	現地説明会（個別対応）
一次回答 令和5年7月25日（火）～7月27日（木） 二次回答 令和5年8月8日（火）～8月10日（木）	質問回答

令和5年9月上旬	書類審査結果の通知
令和5年10月3日(火)	第2回 選定委員会(選定審査)
令和5年12月下旬	指定管理者の指定
令和6年1月下旬	協定の締結
令和6年1月～3月	指定管理者への引継
令和6年4月1日	指定管理業務開始

別表1 審査の視点

審査項目	審査の主な視点
1 基本方針に関する事項	*
①管理運営の基本的な考え方	設置目的や公的使命を踏まえ、平等な使用確保が図られる内容か
②施設の現状に対する認識と将来展望	現状の認識、将来展望を適切に捉えているか
2 施設の効用発揮と管理経費節減に関する事項	*
①利用者数の目標設定 (令和6年度から令和10年度まで)	目標設定の考え方は意欲的で、現実的な設定となっているか
②利用料金の提案と収支計画 (令和6年度から令和10年度まで)	利用料金の設定や、その考え方は適切か 指定管理期間中の収支バランスは確保できているか
③指定管理料に関すること	指定管理料(税込み)は、上限額の範囲以内であるか ※指定管理料に関しては、次の計算式の通りに採点する [計算式] 採点点数 = 全体の最低提案額 ÷ 当該提案額 × 配点(5点) (小数点以下切り捨て)
④施設特有の価値の認識と効果的な活用策	施設の価値を認識し、活かすことが期待できるか 施設の価値を高める取組が期待できるか
⑤経費削減に関する取り組み	施設の管理方法が効果的、効率的であるか 施設の管理経費を削減する取組の有効性が期待できるか
⑥市内や地域への経済波及効果策	市内や地域への経済波及効果向上策は現実的かつ効果的か 市内の事業者や団体等との連携が期待できるか
3 施設の利用促進に関する事項	*
①利用者満足度の向上策	予約方法や利用料金の收受方法などが適切か 利用者へのサービス向上が期待できるか
②利用者の意見を反映するための方策(苦情処理対応を含む)	利用者満足度を把握できる仕組みや目標設定があるか 利用者の声を把握するための方策は適切か
③地域との連携・協力	利用促進や施設の運営に関して地域の理解や協力が期待できるか 地域住民の生活や農作業等に配慮して施設を運営し、利用者にも周知できるか
④誘客のための営業策	営業活動内容が具体的かつ実現可能で、利用促進が期待できるか ターゲットに適した利用促進対応となっているか

4 自主事業に関する事項	*
①利用促進や収益向上等に係る自主事業	民間事業者ならではの事業実施の提案があるか 提案事業は利用促進や収益向上等が期待できるか
5 安定的な管理運営に関する事項	*
①管理体制	職員体制や配置、指揮命令、責任権限は適切か
②管理規程等の整備	利用方法や安全管理、個人情報保護等の規定は確実に整備されるか 必要な規程等は誰もが確認できる運用が期待できるか
③職員の研修体制	必要な管理責任者の任命と資質確保がされているか 常に安全かつ適切な管理運営ができるような研修が期待できるか
6 提案団体に関する事項	*
①団体等の運営状況	団体等の経営状況は良好かつ安定しているか 指定期間（5年間）において安定した施設運営が継続可能か
②集客施設等の運営実績	集客施設等の運営実績があり、ノウハウをもっているか

菊川市野外宿泊施設指定管理者指定申請書

年 月 日

菊川市長 長谷川 寛彦 あて

申請者 所在地
名称
代表者名
電話番号

担当者 担当部署
氏名
連絡先：電話
F A X
E-mail

菊川市野外宿泊施設（火剣山キャンプ場）の管理に関する業務を行いたいので、菊川市宿泊施設条例第 17 条第 1 項の規定により申請します。

添付書類

- 1 菊川市野外宿泊施設指定管理者事業計画書（様式第 2 号）
- 2 菊川市野外宿泊施設指定管理者収支計画書（様式第 3 号）
- 3 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類（団体の組織、沿革及び事業の概要を記載したパンフレット等）
- 4 法人にあっては法人の登記事項証明書（申請日前 3 か月以内のもの）、法人以外の団体やグループにあっては代表者の身分証明
 - ・ 役員の氏名、生年月日、住所を記載した書類
 - ・ 法人等の現在の組織及び職員体制に関する書類（就業規則、経理規程、給与規程等）
- 5 所在地の市県民税・固定資産税等滞納がないことがわかる証明書
- 6 法人にあっては事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類（過去 3 か年分）、法人以外の団体やグループにあっては代表者の税務申告書（過去 3 か年分）
- 7 誓約書（様式第 4 号）
- 8 1 から 7 までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 - ・ 集客施設等の事業実績を記載した書類（施設名称、所在地、収容人員、受託年数、受託業務の範囲、その他必要事項を記載）
 - ・ 共同企業体による申請の場合、菊川市野外宿泊施設管理共同事業体の協定書（様式第 5 号）、委任状（様式第 6 号）等

菊川市野外宿泊施設指定管理者事業計画書

年 月 日

菊川市長 長谷川 寛彦 あて

申請者

所在地

団体名

代表者名

菊川市野外宿泊施設（火剣山キャンプ場）の指定管理者の申請にあたり、次の内容を記載した事業計画書を別紙のとおり提出します。

1 基本方針に関する事項

①管理運営の基本的な考え方

②施設の現状に対する認識と将来展望

2 施設の効用発揮と管理経費節減に関する事項

※目標設定や収支計画については、菊川市野外宿泊施設指定管理者運営収支計画書（様式第3号）での記載に代えることができる。

①利用者数の目標設定（令和6年度から令和10年度まで）

②利用料金の提案と収支計画（令和6年度から令和10年度まで）

③指定管理料に関すること

④施設特有の価値の認識と効果的な活用策

⑤経費削減に関する取り組み

⑥市内や地域への経済波及効果策

3 施設の利用促進に関する事項

①利用者満足度の向上策

②利用者の意見を反映するための方策（苦情処理対応を含む）

③地域との連携・協力

④誘客のための営業策

4 自主事業に関する事項

①利用促進や収益向上等に係る自主事業

5 安定的な管理運営に関する事項

①管理体制

②管理規程等の整備

③職員の研修体制

6 提案団体に関する事項

①団体等の運営状況

②集客施設等の運営実績

※ 提案については、何をどのように行うか、具体的にわかるように記載してください。

菊川市野外宿泊施設指定管理者運営収支計画書

菊川市長 長谷川 寛彦 あて

申請者 所在地
 団体名
 代表者名

(単位：千円)

年度		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	備考
利用料							
自主事業収益							
指定管理料							
収入総額							
人件費	報酬						
	賃金						
	手当						
	社会保険						
	(小計)						
事務費	消耗品費						
	印刷製本費						
	通信運搬費						
	租税公課						
	(小計)						
管理費	燃料費						
	光熱水費						
	〇〇業務委託						
	△△業務委託						
	××業務委託						
	(小計)						
その他	納入金 (5%)						
支出総額							
収支差額							

※裏面に続く

利用者数

(単位：人)

年 度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	備 考
バンガロー (宿泊)						
バンガロー (日帰り)						
(小計)						
キャンプサイト(宿泊)						
キャンプサイト (日帰り)						
(小計)						
フリーサイト (宿泊)						
フリーサイト (日帰り)						
(小計)						
合計						

※消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること

※積算内容を別紙（様式は自由。ただし、A 4 縦書き）に示すこと

誓約書

年 月 日

菊川市長 長谷川 寛彦 あて

申請者 所在地
名称
代表者名
電話番号

菊川市野外宿泊施設（火剣山キャンプ場）の管理に係る指定管理者申請を行うに当たり、下記のとおり相違ないことを誓約いたします。

記

菊川市野外宿泊施設指定管理者募集要項「2 応募に関する事項」に掲げる要件を満たしています。

菊川市野外宿泊施設管理運営共同事業体協定書

(目的)

第1条 当共同事業体は、「菊川市野外宿泊施設（火剣山キャンプ場（以下「当該施設」という。））」の管理運営業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とし、他の事業は一切営まない。

(名称)

第2条 当共同事業体は、菊川市野外宿泊施設管理運営共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し当該業務の協定期間の履行後6箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

〇〇市〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当事業体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、菊川市と折衝する権限並びに指定管理者制度に係る管理運営業務に係る申請書の提出、指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当るものとする。

(構成員の責任)

第9条 各構成員は、当該業務の履行及び第三者への委託契約その他の業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

2 当該業務の履行に係る各構成団体の業務分担及び出資の割合については、別表のとおりとする。

3 前項に基づく別表は、菊川市及び構成団体全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

4 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成団体が協議して評価するものとする。

(取引金融機関)

第10条 当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

(収益金の配当の割合)

第12条 決算の結果、利益を生じた場合には、第9条第2項別表に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第9条第2項別表に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、菊川市及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、菊川市の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第9条第2項別表に規定する出資の割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条 当事業体は、構成員のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行、その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び菊川市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において破産し、又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び菊川市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第19条 当事業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり菊川市役所管理運営共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持し1通を菊川市に提出するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

〇〇市〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

別表

菊川市野外宿泊施設管理運営共同事業体の業務分担表

構成団体名（団体名）	業務分担	出資割合
（代表者） 〇〇法人〇〇〇	1 〇〇の管理に関すること 2 △△の運営に関すること	〇〇%
〇〇〇株式会社	1 〇〇の管理に関すること 2 △△の運営に関すること	〇〇%

注1 上記「業務分担」については、本協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記載する。

注2 本協定書第9条第3項の定めるところにより、上記業務分担表は、菊川市及び構成団体全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

委任状

年 月 日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

共同事業体の名称 _____ 共同事業体

共同事業体構成員 所在地又は住所 _____
団 体 名 _____
代表者氏名 _____ 印

所在地又は住所 _____
団 体 名 _____
代表者氏名 _____ 印

私は、下記の共同事業体代表者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

代 理 人 _____ 共同事業体
所在地又は住所 _____
団 体 名 _____
代表者氏名 _____ 印

委任事項

- 1 指定管理者の指定の申請に関する件
- 2 協定締結、変更及び解除に関する件
- 3 支払金請求及び受領に関する件
- 4 その他業務の履行に関し、報告等の提出に関する件

年 月 日

菊川市野外宿泊施設指定管理者に関する現地説明会参加申込書

菊川市長 長谷川 寛彦 あて

申請者

所在地

団体名

代表者名

担当者

担当部署

氏 名

連絡先 電話

FAX

年 月 日 () に菊川市野外宿泊施設指定管理者現地説明会に参加したいため、下記のとおり申し込みます。

記

参加者氏名	担当部署	職 名

※最大3名までとします。

菊川市野外宿泊施設指定管理者に関する質問書

質問事項	(募集要項	ページ	行目)
質問事項	(募集要項	ページ	行目)
質問事項	(募集要項	ページ	行目)
質問事項	(募集要項	ページ	行目)
質問事項	(募集要項	ページ	行目)

年 月 日 提出

質問者 団体名 _____

担当者 _____

電話番号 _____